

令和8年5月26日開会
令和8年5月26日閉会

第808回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 8 0 8 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 8 0 8 回湯川村農業委員会定例総会を令和 8 年 5 月 2 6 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
4 番	兼 子 房 男	5 番	山 口 栄 子
6 番	真 壁 澄 男	7 番	中 島 仁
8 番	高 木 伸 也	1 0 番	渡 部 正 美
1 1 番	三 瓶 恵 美	1 2 番	吉 田 守
1 3 番	高 橋 勝 彦	1 4 番	中 島 和 裕
1 5 番	大 場 忠 重		

2. 欠席農業委員（1 人）・欠席推進委員（1 人）

3 番	山 田 誠一郎	9 番	鈴 木 明 美
-----	---------	-----	---------

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員	大 場 祐 一	永 島 真 弓
-------	---------	---------

4. 本日の会議の案件

- 議案第 1 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 1 3 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）
- 議案第 1 4 号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。皆さん顔色がとっても元気そうになっていて何よりです。昨日、村内の農地パトロールをしました。ほとんどが終わっているような状態に感じられました。これからは草との戦いになるかと思いますが、どうか熱中症等には気を付けて、また頑張ってくださいと思います。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、3 番委員から欠席の報告を受けております。また、7 番委員から遅参する旨の報告を受けております。農地利用最適化推進委員については、9 番委員から欠席の報告を受けております。現在、農業委員 8 名中 6 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 8 0 8 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

2 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今2番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に2番委員と4番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第12号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第12号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により
説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■の
■■■■さん、譲受人は■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■
■■■■の畑筆で面積は■■■■m²です。申請内容及び契約内容ですが、設定
の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の日です。参考
として10aあたりの対価を記載しております。世帯員の農作業従事者の状況は
男性■■名、女性■■名のうち農業専従者■■名であります。譲受人の経営面積は自
作地・借入地合計で■■■■m²でございまして、遊休農地もなく、管理耕作さ
れており、効率的に農地を利用しています。譲受人は、会社を経営しながら年
間250日農作業に従事しております。また、農業機械については、トラクター
■■台、田植機■■台、コンバイン■■台、乾燥機■■台、管理機■■台を所有しており
ます。今後、自走式草刈機も導入予定とのことです。申請地の場所につきまし
ては、4ページに位置図、5ページには公図を添付しており赤色の枠の部分で
ございます。譲受人の自宅からも近く、所有者の父親が亡くなってしまっ
てからは譲受人が管理していたため、譲受人が所有・耕作することについては問題
ないと考えます。

議案第12号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地
法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんで
した。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。5番
委員お願いします。

5番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議 長 なければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

12 番委員 議案第 12 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第 3 条第 2 項に該当しないので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第 12 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 長 これより議案第 12 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを採決いたします。

議 長 議案第 12 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 13 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 議案第 13 号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を議案書 6 ページにより朗読。今回の案件は、新規 3 件、再転貸 2 件の合計 5 件です。7 ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

案件について詳細を説明します。8 ページをお開きください。

申請番号 1 番について、土地の所在は、大字■■■■■■■■の田他合計■■■■筆で面積は■■■■㎡です。出し手となる農地所有者が■■■■の■■■■さん、受け手となる農地借受者が■■■■集落の■■■■さんです。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振興公社が入っております。対価は田 10 a あたり■■■■円で水利費は農地所有者の負担です。契約の始期は令和 8 年 7 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日の 10 年 6 ヶ月であります。促進計画は福島県の公告となり、令和 8 年 6 月 30 日の予定です。農地借受者の農業経営の状況については、下記に記載のあるとおりでございます。認定農業者であり、耕作に十分な農機具を所有しております。農地の権利関係が複雑であったため、前耕作者は農業委員会を通した貸借を行っておりませんでした。耕作者を切り替えるにあたり、所有者探索の結果、申請書を提出いただくことができました。4 月末に県から認可された別の所有者の田と現況 1 枚になっているところもあり、作業はしていただいておりますのでご了承ください。

9 ページ、申請番号 2 番について、土地の所在は大字■■■■■■■■の田

合計■筆で面積は■㎡です。出し手となる農地所有者が■集落の■
■さん、受け手となる農地借受者が■集落の■さんです。2人は義
理の親子関係にあります。出し手と受け手の間には転貸人として福島県農業振
興公社が入っております。対価は田 10 a あたり ■ 円で水利費は農地借受
者の負担です。契約の始期は令和 8 年 7 月 1 日、終期は令和 18 年 12 月 31 日
の 10 年 6 ヶ月であります。農地借受者の農業経営の状況については、10 ペ
ージに記載のあるとおりでございまして、父親である■さんの農機具をそのま
ま引き継いでおりますので、耕作に十分な農機具を所有しております。昨年度
の農地相談会にて経営移譲のタイミングについて相談に来られた時には少し
ずつ引き継いでいくような話でありましたが、思い切って 4 月から経営移譲し、
経営者を息子にされたそうです。新規就農となりますので、実際には父親から
農業のノウハウを教えてもらいながら、経営をしていくこととなります。

13 ページ、申請番号 4 番についても関連がございまして、■さんが借
り受けていた農地を■さんへ切り替えるための手続きを行いました。再転
貸は公社と農地借受者のみを合意解約し、新たな借受者から申請をいただくも
のです。農地所有者の契約は継続されるので、計画案の中に氏名は出てきませ
ん。参考までに当該農地の所有者は■の■さんです。契約の終期
は前の契約に合わせることでありますので、令和 12 年 12 月 31 日までです。

11 ページ、申請番号 3 番について、土地の所在は大字■の田他
合計■筆で面積は■㎡です。出し手となる農地所有者は■集落の■
■さん、受け手となる農地借受者は■
■さんです。■さんの農業経営法人化に伴い、自己所有農地を法人に貸し付
けるため、申請いただきました。対価は田 10 a あたり ■ 円で水利費は農
地借受者の負担です。トマトを栽培している■・■については使
用貸借権の設定となっております。契約の始期は令和 8 年 7 月 1 日、終期は令
和 18 年 12 月 31 日の 10 年 6 ヶ月であります。農地借受者の農業経営状況につ
いては、12 ページに記載のあるとおりでございまして、経営面積については
切り替えのタイミングですので、括弧書きで面積を入力しております。認定農
業者の資格はまだ取得しておりませんが、近日中に申請する予定です。

14 ページ以降の申請番号 5 番についてはこれまで■さん名義で借り受
けていた農地を法人名義へ切り替えるため、一度公社と農地借受者のみを合意
解約し、再転貸のための申請いただきました。契約案件ごとに再締結する必要
がありますので、契約の終期についてはそれぞれ異なります。

18～19 ページには農地中間管理事業の借入に係る共通事項、20～21 ページに
は農地中間管理事業の転貸に係る共通事項を掲載しております。

いずれも 7 ページにあります貸付相手に関する要件の 2 の (1)・(2) の要件
も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上で
す。

件ですね。■■■■集落の■■■■さん・■■■■さん2名の方の農地が（3）の中に入っています。次の16ページに関して、（4）については■■■■の関係です。だいぶ前に結んでいたようで、終期が令和11年となっています。所有者は■■■■さんお一人分となっております。最後（5）の再転貸は、これも昨年度末ぐらいに結んだ案件で、■■■■集落の■■■■さん・■■■■さんの法定相続人の方が申請をしたものです。契約ごととなっておりますので、所有者が何人も入り込んでしまいますが、参考にご紹介させていただきました。

議 長 他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
（異議なし、の声）

議 長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。
（意見なし、の声）

議 長 これより議案第13号、申請番号3番・5番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 ■■■■番委員の入室を許可します。

議 長 議案第13号、申請番号2番・4番の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議 長 これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 特になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第13号、申請番号2番・4番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第13号、申請番号2番・4番の農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（賃貸借権設定）を採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局

議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（所有権移転）を議案書22ページにより朗読。今回の案件は、公社の買入1件、公社からの売渡1件の合計2件です。23ページに湯川村長より意見を求める旨の照会の文書の写しを添付しております。

議案書24ページ、整理番号1番です。所有権の移転をする者は、 の さんです。所有権の移転を受ける者は、福島県農業振興公社です。所有権を移転する土地は、大字 の田 筆ございまして面積は ㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有の移転時期につきましては、令和8年7月1日、対価は 円です。10アールに換算しますと 万円となります。対価の支払い方法は、一括で口座振込となります。対価の支払い期限は令和8年8月31日、引き渡しの時期は令和8年7月27日となっております。なお、中間管理事業に係る手数料として1%の 円が対価から差し引かれて振り込まれることとなります。買受希望者は 集落の さんです。場所につきましては、25ページのとおり集積状況図を添付してございまして、赤色で塗られている部分が今回公社に売り渡される農地です。価格につきましては農業委員会のあっせん価格である10aあたり 万円という単価で農地所有者・買受者ともに了承済みです。田植えの時期と重なりましたので、今回は農地売買会議の開催はしておりません。

26～27ページには機構買入に係る共通事項を添付しております。

整理番号2番です。所有権の移転をする者は、福島県農業振興公社です。所有権の移転を受ける者は、 集落の さんです。所有権を移転する土地は、大字 の田、面積は ㎡です。所有権の移転の内容は、利用目的は水田として利用、所有権の移転時期につきましては、令和8年7月1日、対価は 円です。公社が農地所有者から買入れした代金10アールあたり 万円に公社の規程に基づいて算出された手数料を加えた価格となっております。現況1枚の田でこれまでも さんが耕作していたため、農地の集団化・農作業の効率化の観点からも問題ないものと考えられます。29～30ページには機構売渡に係る共通事項を添付しております。買受者の農業経営の状況につきましては、31ページに記載あるとおりでございます。

23ページにあります買受者に関する要件の2の（1）の要件も認められるため、今回の計画案については、適当と考えます。説明は以上です。

議長

議案第14号の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

14番委員

特にありません。

議長

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番委員

 さんなんですが、元々 さんでしょうか。

事務局

はい、そうです。

議 長 他になれば質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。

議 長 これより、議案第14号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
(所有権移転)を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第14号、農用地利用集積等促進計画案
に関する意見について(所有権移転)を採決いたします。

議 長 本案に対して、「異存ない旨」の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。挙手全員であります。よって本案は、「異存ない旨」の意見を付すことに
決定いたしました。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第808回湯川村農業委員会定
例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第12号 原案のとおり決定

議案第13号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議案第14号 「異存ない」旨の意見を付すことに決定

議 長 全議事の終了を告げ、令和8年5月26日午前9時40分閉会を宣言した。
上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和8年6月22日

湯川村農業委員会

会 長

2 番 委 員

4 番 委 員